平成２８年（フ）第９７号
鳥取県八頭郡智頭町大字智頭1771番地４、住民票上の住所鳥取県八頭郡智頭町大字智頭1771番地２
債務者　藤原　遊理
１　決定年月日時　平成28年９月27日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成28年11月28日まで
鳥取地方裁判所民事部

平成２８年（フ）第７２号
広島県尾道市福地町２番８―45号
債務者　小川　偉雄
１　決定年月日時　平成28年９月27日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成28年11月28日まで
広島地方裁判所尾道支部

平成２８年（フ）第２２２号
愛媛県松山市水泥町405番地１　ケアハウスていれぎ荘
債務者　立花　美典
１　決定年月日時　平成28年９月27日午後１時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成28年11月28日まで
松山地方裁判所民事部

平成２８年（フ）第４４号
福岡県八女市立花町上辺春5223番地２
債務者　牛島裕美子
１　決定年月日時　平成28年９月27日午後１時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成28年11月28日まで
福岡地方裁判所八女支部

平成２８年（フ）第２４９号
大分市大字羽屋730番地の１（フラワーガーデン豊府202）
債務者　岩田　麻子
１　決定年月日時　平成28年９月26日午後３時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成28年11月28日まで
大分地方裁判所民事第１部破産再生係

平成２８年（フ）第１１４号
兵庫県明石市宮の上２番１―307号
債務者　西川　紀子（旧姓山中）
１　決定年月日時　平成28年９月27日午後４時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成28年11月29日まで
神戸地方裁判所明石支部破産係

平成２８年（フ）第１７１号
兵庫県明石市魚住町中尾431番地の８
債務者　佐伯　裕幸
１　決定年月日時　平成28年９月27日午後４時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成28年11月29日まで
神戸地方裁判所明石支部破産係

平成２８年（フ）第１７２号
兵庫県明石市魚住町中尾431番地の８
債務者　佐伯　昌子
１　決定年月日時　平成28年９月27日午後４時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成28年11月29日まで
神戸地方裁判所明石支部破産係

平成２８年（フ）第６８号
佐賀県唐津市中原2846番地10
債務者　成村さゆり
１　決定年月日時　平成28年９月27日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成28年11月29日まで
佐賀地方裁判所唐津支部

平成２８年（フ）第７１号
山口県防府市桑山２丁目11番５号　ハイツタートル201
債務者　合田　　茂
１　決定年月日時　平成28年９月26日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成28年12月２日まで
山口地方裁判所民事部破産係

平成２８年（フ）第１２４号
広島県福山市神辺町字湯野1572番地３
債務者　栄楽焼肉店こと　中野　玲子
１　決定年月日時　平成28年９月27日午後３時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成28年12月５日まで
広島地方裁判所福山支部再生・破産係

平成２８年（フ）第１２５号
広島県福山市新涯町４丁目４番15号
債務者　長尾こと山中こと　関藤　幸子
１　決定年月日時　平成28年９月27日午後４時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成28年12月５日まで
広島地方裁判所福山支部再生・破産係

平成２８年（フ）第１２７号
広島県福山市引野町２丁目５番24号　シティハイツさんせいＢ202
債務者　土井　克久
１　決定年月日時　平成28年９月27日午後４時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成28年12月５日まで
広島地方裁判所福山支部再生・破産係

平成２８年（フ）第１３１号
広島県福山市神辺町大字新湯野10番地５　セジュールとしＡ102
債務者　丹羽　崇光
１　決定年月日時　平成28年９月27日午後３時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成28年12月５日まで
広島地方裁判所福山支部再生・破産係

平成２８年（フ）第９８号
青森県南津軽郡大鰐町大字八幡館字長内28番地１
債務者　阿保　宏美
１　決定年月日時　平成28年９月27日午前11時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成28年12月６日まで
青森地方裁判所弘前支部

平成２８年（フ）第１２１号
青森県黒石市緑町２丁目96番地１　グリーンハイム201号
債務者　高田　秀光
１　決定年月日時　平成28年９月27日午後４時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成28年12月６日まで
青森地方裁判所弘前支部

平成２８年（フ）第３１７号
静岡県浜松市西区舞阪町舞阪1646番地の１
債務者　西山　義一
１　決定年月日時　平成28年９月26日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成28年11月25日まで
５　免責審尋期日　平成28年11月25日午前10時30分
静岡地方裁判所浜松支部破産係